

# 食品表示一元化に関する中間総括

NPO法人 食品安全グローバルネットワーク 中 村 幹 雄

昨年（2012年）9月に設置された消費者庁の食品表示一元化検討会に委員として参加しつつ、消費者サイドが立ち上げた食品表示ネットワークにも加わった。8月9日に、最終報告書を公表し、10月24日に、「新食品表示制度のポイント」を公表し、11月22日の意見交換会と11月中のパブコメが予定されている。この機会に中間総括とともに、再度要求をまとめてみた。

(1) 食品表示制度の一元化にあたって、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法に止まらず、

食品表示に関連する景品表示法や酒税法なども取り込み整理することが消費者のみならず事業者からも期待されていた。しかし、当初から予想されていたこととは云え、「新食品表示制度のポイント（イメージ）」で示された新食品表示制度は、3法の一元化に止まっており、極めて残念である。  
(2) 食品表示の一元化の検討にあたって、食品表示課から「○より多くの消費者の合理的な商品選択に資すること。○食品の安全性に関する情報等が容易に認識できること。○国民の適切な栄養

摂取その他の国民の健康増進を図ること。等」が新たな食品表示制度の目的として示された。検討会で、「食品の安全性確保がなされた上で、消費者の適切な商品選択に資する」という観点で主張したので、「新食品表示制度のポイント（イメージ）」で、今般の法改正が、「食品表示に関する3法を一元化し、食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保という、より一般的・包括的な目的をもつ食品表示法（仮称）を新たに定めることによって、現行の制度的な課題を解決し、食品表示制度の充実・強化を実現」であるとされたことに対しては評価する。

（3）食品衛生法第19条に関連する事項について、消費者庁は概要を早急に示すべきある。①食品添加物や食品添加物製剤も新法の対象になることは明確に理解できるが、容器包装やおもちゃも新法に移行するのか、食品衛生法第19条を残すのか。②食品衛生法第28条の調査権限（臨検・収去）をJAS法や健康増進法に基づく調査にも適用するかどうか。③JAS法にある申出制度を食品衛生法や健康増進法にも適用するかどうか。④食品衛生監視員による監視指導を食品表示に対しても、従来通り実施するかどうか、都道府県の監視指導計画に関与するかどうか。いわゆる食品Gメンとの役割分担についてどうか。

（4）輸入食品の表示についての監視を輸入時に検疫所で実施できるような予算措置（人員増を含む）が必要である。特に、食品中のアレルゲンの検疫時の検査は急務である。

（5）執行に当たっては、国民生活センターの抜本的な拡充は無論のこと、厚生労働省の国立医薬品食品衛生研究所、農林水産省の農林水産消費安全技術センター（FAMIC）等の専門的な技術支援は不可欠である。新制度発足後もこうした組織の支援体制を明確にする必要がある。私たちは、単純な「執行体制の一元化」には反対である。

（6）健康増進法に基づく栄養表示の義務化に当たって、義務化される栄養成分の表示法の規程を早急に示すべきである。

（7）以下の事項について、新年度から検討会等を立ち上げられるように予算措置が必要である。

こうした検討会等に多くの消費者が参加できるよう措置すべきである。

- ・原料・原産地表示の対象の拡大
- ・一括名や簡略名等の食品添加物の表示制度の見直し
- ・遺伝子組換え食品・食品添加物の表示制度の見直し
- ・アレルゲン表示の対象となる特定原材料の拡充
- ・固有記号による製造者の表示制度の廃止及び輸入食品の製造者の氏名と住所を表示させること。固有記号の廃止の前に、届出制を登録制に改正すること。
- ・保存温度を変更した食品については、製造日の併記。こうした食品の期限表示（消費期限、賞味期限）の設定根拠の指針（ガイドライン）の策定
- ・照射された旨（マーク）の表示の徹底
- ・放射性物質については、規制値以下であっても、乳幼児が摂取する食品に対しては表示する旨の指導

（8）消費者に直接提供されない食品添加物製剤および中間原料の表示についても、並行して検討することを求める。

（9）公正競争規約を有していない食品関連業種についても、公正な競争が制定されるように、行政指導をすることを求める。

（10）景品表示を取り込まなかった新食品表示法が景品表示法を阻害することに繋がらないことを望む。本年9月28日に消費者庁から公表された「有限会社藤原アイスクリーム工場に対する景品表示法に基づく措置命令について」の「対象商品について行なっていた濾過、低温乾燥加工、混合及び充填は、対象商品の内容について実質的な変更をもたらす行為とは認められない」との判断を評価する。消費者の誤認惹起に繋がる食品事業者の行為が早期に一掃されることを期待する。

私たちは、食品表示に関する新たな制度の確立は、消費者のみならず生産者、中でも農林水産業に従事される多くの方々の要求とも一致するものであり、日本再生戦略の一環であるとも考えている。